

学校法人中西学園 寄附行為

目 次

第一章	総則
第二章	目的及び事業
第三章	役員及び理事会
第四章	評議員会及び評議員
第五章	資産及び会計
第六章	解散及び合併
第七章	寄附行為の変更
第八章	補則

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、学校法人中西学園と称する。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を愛知県日進市岩崎町竹ノ山57番地に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い「人間教育と実学」の精神に基づいて全人教育を施し、有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- | | | | |
|---|---------------|-----------|----------------------|
| 一 | 名古屋外国語大学 | 大学院 | 国際コミュニケーション研究科 |
| | | 外国語学部 | 英米語学科 英語教育学科 フランス語学科 |
| | | | 中国語学科 日本語学科 世界教養学科 |
| | | 現代国際学部 | グローバルビジネス学科 現代英語学科 |
| | | | 国際教養学科 |
| | | 世界共生学部 | 世界共生学科 |
| | | 世界教養学部 | 世界教養学科 国際日本学科 |
| 二 | 名古屋学芸大学 | 大学院 | 栄養科学研究科 メディア造形研究科 |
| | | | 子どもケア研究科 |
| | | 管理栄養学部 | 管理栄養学科 |
| | | メディア造形学部 | 映像メディア学科 デザイン学科 |
| | | | ファッション造形学科 |
| | | ヒューマンケア学部 | 子どもケア学科 |
| | | 看護学部 | 看護学科 |
| 三 | 菱野幼稚園 | | |
| 四 | 名古屋ファッション専門学校 | 服飾・家政専門課程 | |
| 五 | 名古屋栄養専門学校 | 衛生専門課程 | |
| 六 | 名古屋製菓専門学校 | 衛生専門課程 | |

第三章 役員及び理事会

(役員)

第五条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 15人乃至21人
 - 二 監事 3人
- 2 理事のうち一名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち3人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第六条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 名古屋外国語大学長
 - 二 名古屋学芸大学長
 - 三 法人事務局長
 - 四 名古屋外国語大学外国語学部長
 - 五 名古屋外国語大学現代国際学部長
 - 六 名古屋外国語大学世界共生学部長
 - 七 名古屋外国語大学世界教養学部長
 - 八 名古屋学芸大学管理栄養学部長
 - 九 名古屋学芸大学メディア造形学部長
 - 十 名古屋学芸大学ヒューマンケア学部長
 - 十一 名古屋学芸大学看護学部長
 - 十二 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人乃至5人
 - 十三 この法人の功労者又は学識経験者のうち、理事会において選任した者 2人乃至5人
- 2 前項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号、第十一号及び第十二号の理事は、学長、法人事務局長、学部長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 3 第1項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号及び第十一号までに規定する理事11人がこれらのいずれかを兼務する場合は、第五条第1項第一号の理事定数から当該兼務数を減ずるものとする。

(監事の選任)

- 第七条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員
の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうち
から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

- 第八条 役員（第六条第1項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号及び第十一号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第九条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第十条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 三 職務上の義務に著しく違反したとき
- 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は、次の事由によって退任する

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡
- 四 私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第十一条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第十二条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第十三条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第十四条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第十五条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
- 二 この法人の財産の状況を監査すること。
- 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- 七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第六号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第十六条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第十七条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第十八条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事二人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第十九条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、31人乃至43人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを召集しなければならない。

ない。

- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第二十条 第十八条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第二十一条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 事業に関する中期的な計画
- 三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 六 寄附行為の変更
- 七 合併
- 八 目的たる事業の成功の不能による解散
- 九 寄附金品の募集に関する事項
- 十 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第二十二条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第二十三条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 名古屋外国語大学長
- 二 名古屋学芸大学長

- 三 法人事務局長
- 四 名古屋外国語大学外国語学部長
- 五 名古屋外国語大学現代国際学部長
- 六 名古屋外国語大学世界共生学部長
- 七 名古屋外国語大学世界教養学部長
- 八 名古屋外国語大学大学院国際コミュニケーション研究科長
- 九 名古屋外国語大学学生部長
- 十 名古屋学芸大学管理栄養学部長
- 十一 名古屋学芸大学メディア造形学部長
- 十二 名古屋学芸大学ヒューマンケア学部長
- 十三 名古屋学芸大学看護学部長
- 十四 名古屋学芸大学大学院栄養科学研究科長
- 十五 名古屋学芸大学大学院メディア造形研究科長
- 十六 名古屋学芸大学大学院子どもケア研究科長
- 十七 名古屋学芸大学学生部長
- 十八 菱野幼稚園長
- 十九 名古屋ファッション専門学校長
- 二十 名古屋栄養専門学校長
- 二十一 名古屋製菓専門学校長
- 二十二 この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 5人乃至11人
- 二十三 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、理事会において選任した者 2人乃至3人
- 二十四 この法人の功労者又は学識経験者のうちから、理事会において選任した者 3人乃至8人
- 2 前項第一号～第二十二号に規定する評議員は、学長、法人事務局長、学部長、研究科長、学生部長、幼稚園長、専門学校長及びこの法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 第1項第一号～第二十一号までに規定する評議員21人がこれらのいずれかを兼務する場合は、第十九条第2項の評議員総数から当該兼務数を減ずるものとする。

(任期)

第二十四条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第二十五条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了

- 二 辞任
- 三 死亡

第五章 資産及び会計

(資産)

第二十六条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第二十七条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第二十八条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第二十九条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第三十条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第三十一条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）とする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第三十二条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上6年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第三十三条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第三十四条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第三十五条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第三十六条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき寄附行為の内容
- 二 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- 三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容
- 四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第三十七条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第三十八条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第三十九条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第六章 解散及び合併

(解散)

第四十条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決
- 三 合併

四 破産

五 文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第四十一条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第四十二条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十三条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

(責任の免除)

第四十四条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第四十五条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第八章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第四十六条 この法人は、第三十五条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類

三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第四十七条 この法人の公告は、中西学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第四十八条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年3月23日）から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	中西 金松	監事	鈴木 修学
理事	長松 英一	監事	矢野 直之
理事	長谷川 多津江		
理事	島田 民治		
理事	中西 富美子		

3. この寄附行為の変更は、次のとおりである。

昭和23年12月20日	「財団法人 すみれ学園」となる	文 部 省
昭和26年 3月 8日	「財団法人 すみれ学園」を「学校法人 中西学園」に組織変更	愛 知 県
昭和38年 1月21日	「すみれ女子短期大学設置」のため一部変更	文 部 省
昭和40年 9月28日	「理事定数変更」のため一部変更	文 部 省
昭和44年 3月 7日	「短期大学の学科名称変更」のため一部変更	文 部 省
昭和48年 3月28日	「菱野幼稚園設置」のため一部変更	文 部 省
昭和51年 8月 2日	大学名称を「すみれ女子短期大学」から「愛知女子短期大学」に変更のため一部変更	文 部 省
昭和53年 1月30日	法人所在地の住居表示が「名古屋市中区宮出町52番地」から「名古屋市中区新栄一丁目9番6号」に変更されたため一部変更	文 部 省
昭和57年 3月27日	「名古屋総合ビジネス専門学校、名古屋ファッション専門学校、名古屋栄養専門学校、名古屋総合デザイン専門学校設置」のため一部変更	文 部 省 愛 知 県
昭和58年 1月17日	「愛知女子短期大学、人文学科、経営学科設置」のため一部変更	文 部 省
昭和58年 3月30日	「名古屋建築設備専門学校設置」のため一部変更	文 部 省 愛 知 県
昭和58年 7月22日	「理事定数及び評議員定数変更」のため一部変更	文 部 省
昭和62年12月23日	「名古屋外国語大学設置」のため一部変更	文 部 省
昭和63年 8月26日	法人所在地を「名古屋市中区新栄一丁目9番6号」から「愛知県愛知郡日進町大字岩崎字竹の山57番地」に変更のため一部変更	文 部 省

平成 2年12月21日	「愛知女子短期大学の家政学科名称変更」のため一部変更 (愛知女子短期大学の家政学科の存続に関する経過措置) 愛知女子短期大学の家政学科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定に関わらず平成3年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる迄の間、存続するものとする。	文 部 省
平成 5年12月21日	「名古屋外国語大学国際経営学部設置」のため	文部省一部変更
平成 6年10月 1日	法人所在地の住居表示が「愛知県愛知郡日進町大字竹の山57番地」から「愛知県日進市岩崎町竹ノ山57番地」に変更されたため一部変更	文 部 省
平成 8年 5月15日	専修学校設置基準の一部改正に伴う「名古屋ファッション専門学校課程名称変更」のため一部変更	文 部 省
平成 8年12月19日	「名古屋外国語大学大学院国際コミュニケーション研究研究科設置」のため一部変更	文 部 省
平成 9年 3月14日	「愛知女子短期大学の服装学科名称変更」のため一部変更 (愛知女子短期大学／服装学科の存続に関する経過措置) 愛知女子短期大学／服装学科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定に関わらず平成9年3月31日に在学する者が、当該学科に在学しなくなる迄の間、存続するものとする。	文 部 省
平成10年 3月31日	「名古屋建築設備専門学校」の名称を「名古屋建築土木専門学校」に変更及び「名古屋製菓専門学校設置」のため一部変更 (名古屋建築設備専門学校の存続に関する経過措置) 名古屋建築設備専門学校は、改正後の寄附行為第4条第8号の規定に関わらず平成10年3月31日に、当該学校に在学する者が、当該学校に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。	文 部 省 愛 知 県
平成10年12月22日	「名古屋外国語大学日本語学科設置」のため一部変更	文 部 省
平成11年10月 7日	「愛知女子短期大学の人文学科名称変更」のため一部変更 (愛知女子短期大学／人文学科の存続に関する経過措置) 愛知女子短期大学／人文学科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定に関わらず平成12年3月31日に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなる迄の間、存続するものとする。	文 部 省
平成12年 3月31日	「名古屋総合ビジネス専門学校廃止」のため一部変更	文 部 省 愛 知 県

平成13年 2月 7日	「愛知女子短期大学の経営学科名称変更」のため一部変更 (愛知女子短期大学/経営学科の存続に関する経過措置) 愛知女子短期大学/経営学科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定に関わらず平成13年3月31日に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなる迄の間、存続するものとする。	文部科学省
平成13年12月20日	「名古屋学芸大学設置」のため一部変更	文部科学省
平成14年 7月31日	「収益事業廃止」のため一部変更	文部科学省
平成15年 2月20日	「名古屋建築土木専門学校」の名称を「名古屋環境建設専門学校」に変更のため一部変更	文部科学省 愛知県
平成15年 5月24日	大学名称を「愛知女子短期大学」から「名古屋学芸大学短期大学部」に変更のため一部変更 この寄附行為は平成16年4月1日から施行する。	文部科学省
平成15年11月27日	「名古屋外国語大学現代国際学部設置」のため一部変更	文部科学省
平成16年11月30日	「名古屋学芸大学ヒューマンケア学部設置」のため一部変更	文部科学省
平成18年 1月31日	「名古屋学芸大学/大学院 栄養科学研究科及び大学院メディア造形研究科設置」のため一部変更	文部科学省
平成18年 3月23日	「私立学校法改正等に伴う条文変更」のため一部変更	文部科学省
平成18年 3月25日	「名古屋学芸大学短期大学部生活造形学科廃止」のため一部変更 この寄附行為は平成18年4月1日から施行する。	文部科学省
平成18年 5月27日	「名古屋学芸大学短期大学部現代総合学科設置」のため一部変更 この寄附行為は平成19年4月1日から施行する。	文部科学省
平成18年12月14日	「名古屋環境建設専門学校」を「専門学校NSCデザイン工科カレッジ」に名称変更及び同校に「文化・教養専門課程設置」のため一部変更	文部科学省 愛知県
平成19年 3月24日	「名古屋外国語大学外国語学部英語教育学科設置」のため一部変更 この寄附行為は平成20年4月1日から施行する。	文部科学省
平成20年 3月29日	「名古屋学芸大学短期大学部言語コミュニケーション学科及び生活科学科廃止」のため一部変更 この寄附行為は平成20年4月1日から施行する。	文部科学省
平成21年 3月28日	「名古屋学芸大学短期大学部ビジネス情報学科廃止」のため一部変更 この寄附行為は平成21年4月1日から施行する。	文部科学省
(施行期日) この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成22年9月16日)から施行する。		

(施行期日) この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 22 年 10 月 29 日）から施行する。

(施行期日) この寄附行為は、理事会承認の日（平成 24 年 3 月 24 日）から施行する。

(施行期日) この寄附行為は、理事会承認の日（平成 24 年 9 月 29 日）から施行する。

(施行期日) この寄附行為は、理事会承認の日（平成 26 年 9 月 27 日）から施行する。

(施行期日) この寄附行為は、理事会承認の日（平成 28 年 9 月 24 日）から施行する。

(施行期日) この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 29 年 2 月 1 日）から施行する。

(施行期日) この寄附行為は、理事会承認の日（平成 29 年 5 月 27 日）から施行する。

(名古屋外国語大学現代国際学部グローバルビジネス学科の名称変更に関する経過措置)

名古屋外国語大学現代国際学部グローバルビジネス学科は、改正後の寄附行為第四条の規定にかかわらず平成 30 年 3 月 31 日までの間、改正前の国際ビジネス学科とする。

(施行期日) この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 29 年 7 月 20 日）から施行する。

(施行期日) この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 29 年 8 月 29 日）から施行する。

(施行期日) この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 30 年 7 月 3 日）から施行する。

(施行期日) この寄附行為は、理事会承認の日（平成 30 年 9 月 22 日）から施行する。

(施行期日) 平成 30 年 12 月 25 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日) 令和 2 年 3 月 26 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">(設置する学校)</p> <p>第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>一 名古屋外国語大学 略</p> <p>二 名古屋学芸大学 大学院 栄養科学研究科 メディア造形研究科 子どもケア研究科 <u>看護学研究科</u> 管理栄養学部 管理栄養学科 メディア造形学部 映像メディア学科 デザイン学科 ファッション造形学科 ヒューマンケア学部 子どもケア学科 看護学部 看護学科</p> <p>三 菱野幼稚園</p> <p>四 名古屋ファッション専門学校 服飾・家政専門課程</p> <p>五 名古屋栄養専門学校 衛生専門課程</p> <p>六 名古屋製菓専門学校 衛生専門課程</p> <p style="text-align: center;">(評議員会)</p> <p>第十九条 この法人に、評議員会を置く。</p> <p>2 評議員会は、<u>3 2人乃至4 4人</u>の評議員をもって組織する。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p style="text-align: center;">(評議員の選任)</p> <p>第二十三条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 名古屋外国語大学長</p> <p>二 名古屋学芸大学長</p> <p>三 法人事務局長</p> <p>四 名古屋外国語大学外国語学部長</p> <p>五 名古屋外国語大学現代国際学部長</p> <p>六 名古屋外国語大学世界共生学部長</p> <p>七 名古屋外国語大学世界教養学部長</p> <p>八 名古屋外国語大学大学院国際コミュニケーション研究科長</p> <p>九 名古屋外国語大学学生部長</p> <p>十 名古屋学芸大学管理栄養学部長</p> <p>十一 名古屋学芸大学メディア造形学部長</p> <p>十二 名古屋学芸大学ヒューマンケア学部長</p> <p>十三 名古屋学芸大学看護学部長</p> <p>十四 名古屋学芸大学大学院栄養科学研究科長</p> <p>十五 名古屋学芸大学大学院メディア造形研究科長</p>	<p style="text-align: center;">(設置する学校)</p> <p>第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>一 名古屋外国語大学 略</p> <p>二 名古屋学芸大学 大学院 栄養科学研究科 メディア造形研究科 子どもケア研究科 (新設) 管理栄養学部 管理栄養学科 メディア造形学部 映像メディア学科 デザイン学科 ファッション造形学科 ヒューマンケア学部 子どもケア学科 看護学部 看護学科</p> <p>三 菱野幼稚園</p> <p>四 名古屋ファッション専門学校 服飾・家政専門課程</p> <p>五 名古屋栄養専門学校 衛生専門課程</p> <p>六 名古屋製菓専門学校 衛生専門課程</p> <p style="text-align: center;">(評議員会)</p> <p>第十九条 この法人に、評議員会を置く。</p> <p>2 評議員会は、<u>3 1人乃至4 3人</u>の評議員をもって組織する。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p style="text-align: center;">(評議員の選任)</p> <p>第二十三条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 名古屋外国語大学長</p> <p>二 名古屋学芸大学長</p> <p>三 法人事務局長</p> <p>四 名古屋外国語大学外国語学部長</p> <p>五 名古屋外国語大学現代国際学部長</p> <p>六 名古屋外国語大学世界共生学部長</p> <p>七 名古屋外国語大学世界教養学部長</p> <p>八 名古屋外国語大学大学院国際コミュニケーション研究科長</p> <p>九 名古屋外国語大学学生部長</p> <p>十 名古屋学芸大学管理栄養学部長</p> <p>十一 名古屋学芸大学メディア造形学部長</p> <p>十二 名古屋学芸大学ヒューマンケア学部長</p> <p>十三 名古屋学芸大学看護学部長</p> <p>十四 名古屋学芸大学大学院栄養科学研究科長</p> <p>十五 名古屋学芸大学大学院メディア造形研究科長</p>

新	旧
<p>十六 名古屋学芸大学大学院子どもケア研究科長</p> <p>十七 名古屋学芸大学大学院看護学研究科長</p> <p>十八 名古屋学芸大学学生部長</p> <p>十九 菱野幼稚園長</p> <p>二十 名古屋ファッション専門学校長</p> <p>二十一 名古屋栄養専門学校長</p> <p>二十二 名古屋製菓専門学校長</p> <p>二十三 この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 5人乃至11人</p> <p>二十四 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもののうちから、理事会において選任した者 2人乃至3人</p> <p>二十五 この法人の功労者又は学識経験者のうちから、理事会において選任した者 3人乃至8人</p> <p>2 前項第一号～第二十三号に規定する評議員は、学長、法人事務局長、学部長、研究科長、学生部長、幼稚園長、専門学校長及びこの法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。</p> <p>3 第1項第一号～第二十二号までに規定する評議員22人がこれらのいずれかを兼務する場合は、第十九条第2項の評議員総数から当該兼務数を減ずるものとする。</p> <p>附則 (施行期日) 令和 年 月 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>十六 名古屋学芸大学大学院子どもケア研究科長 (新設)</p> <p>十七 名古屋学芸大学学生部長</p> <p>十八 菱野幼稚園長</p> <p>十九 名古屋ファッション専門学校長</p> <p>二十 名古屋栄養専門学校長</p> <p>二十一 名古屋製菓専門学校長</p> <p>二十二 この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 5人乃至11人</p> <p>二十三 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもののうちから、理事会において選任した者 2人乃至3人</p> <p>二十四 この法人の功労者又は学識経験者のうちから、理事会において選任した者 3人乃至8人</p> <p>2 前項第一号～第二十二号に規定する評議員は、学長、法人事務局長、学部長、研究科長、学生部長、幼稚園長、専門学校長及びこの法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。</p> <p>3 第1項第一号～第二十一号までに規定する評議員21人がこれらのいずれかを兼務する場合は、第十九条第2項の評議員総数から当該兼務数を減ずるものとする。</p> <p>附則 (施行期日)</p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払計画を記載した書類							
区分		年度	令和3年度	開設年度の前年度	開設年度	令和6年度	合計
設置 経 費	校 地 (うち造成費)		千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
	施 設	基 準 内	0	17,600	0	0	17,600
		基 準 外	-	-	-	-	-
	設 備	図 書	0	10,000	0	0	10,000
		教 具 校 具 備 品	0	15,796	0	0	15,796
		小 計	0	43,396	0	0	43,396
	新設校の開設年度の経常経費						
合 計			0	43,396	0	0	43,396

既 の 設 転 校 共 か 用 ら	施 設	基 準 内	144,407 千円
		基 準 外	0 千円
	設 備	図 書	953 千円
		教具・校具・備品	15,390 千円

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	43,396 千円	令和3年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金 9,991,384千円のうち43,396千円を財源に充当
合 計	43,396 千円	

財 産 目 録 総 括 表

科 目 \ 年 度	令和2年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和3年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和4年3月31日)
一 基本財産	26,185,936 千円	25,923,011 千円	25,923,011 千円
二 運用財産	38,215,364 千円	39,288,078 千円	39,288,078 千円
三 負債額	6,238,705 千円	6,321,721 千円	6,321,721 千円
1 固定負債	3,932,899 千円	3,931,449 千円	3,931,449 千円
2 流動負債	2,305,807 千円	2,390,272 千円	2,390,272 千円
四 基本財産+運用財産	64,401,300 千円	65,211,089 千円	65,211,089 千円
五 純資産(四-三)	58,162,594 千円	58,889,368 千円	58,889,368 千円

貸借対照表

2022年3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	54,756,794,474	53,572,387,479	1,184,406,995
有形固定資産	25,883,185,046	26,152,636,018	△ 269,450,972
特定資産	19,113,000,000	19,054,000,000	59,000,000
その他の固定資産	9,760,609,428	8,365,751,461	1,394,857,967
流動資産	10,454,294,287	10,828,912,428	△ 374,618,141
資産の部合計	65,211,088,761	64,401,299,907	809,788,854
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	3,931,449,193	3,932,898,570	△ 1,449,377
流動負債	2,390,271,760	2,305,806,918	84,464,842
負債の部合計	6,321,720,953	6,238,705,488	83,015,465
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	60,808,524,631	60,273,353,889	535,170,742
第1号基本金	44,930,524,631	44,395,353,889	535,170,742
第2号基本金	1,500,000,000	1,500,000,000	0
第3号基本金	13,400,000,000	13,400,000,000	0
第4号基本金	978,000,000	978,000,000	0
繰越収支差額	△ 1,919,156,823	△ 2,110,759,470	191,602,647
純資産の部合計	58,889,367,808	58,162,594,419	726,773,389
負債及び純資産の部合計	65,211,088,761	64,401,299,907	809,788,854

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

○ 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和4年度	名古屋学芸大学大学院看護学研究科 設置に係る校舎改修工事（設置経費）	校舎（中央棟+東棟） 鉄骨鉄筋コンクリート構造4、5階内装工事 工事面積 1,592.95㎡	令和4年3月	名古屋学芸大学 大学院看護学研究科専用
	名古屋学芸大学大学院看護学研究科 設置に係る図書購入（設置経費）	内国書・外国書・電子書籍 1,237冊 学術雑誌 7種 視聴覚資料（電子動画含む） 49点 計 1,293点	令和4年3月	名古屋学芸大学 大学院看護学研究科専用
	名古屋学芸大学大学院看護学研究科 設置に係る教育用機器備品購入（設 置経費）	名古屋学芸大学大学院看護学研究科教具 15点 校具 273点 計 288点	令和4年3月	名古屋学芸大学 大学院看護学研究科専用
	名古屋外国語大学エリア 受水槽改修改修工事	校舎2号館（4階建て）2,904.15㎡ 設置 受水槽改修改修工事	令和5年2月	名古屋外国語大学専用
	名古屋学芸大学エリア 受水槽改修改修工事	校舎メディア造形学部B棟（5階建て）4,563.10㎡ 設置 受水槽改修改修工事	令和5年2月	名古屋学芸大学（看護学部、看護 学研究科除く）専用
	名古屋学芸大学校舎 ヒューマン学部C棟教室改修工事 （理科室）	ヒューマン学部C棟（3階建）2階教室 118.80㎡ 実習室（理科教室）改修工事	令和4年9月	名古屋学芸大学 ヒューマンケア学部専用
	日進キャンパス共通建物 中央図書館外壁改修工事	中央図書館（6階建）4,474.61㎡ 外壁改修・塗装、屋根改修・防水工事	令和4年9月	名古屋外国語大学及び名古屋学芸 大学専用（看護学部・看護学研究 科を除く）
	日進キャンパス共通建物 空調設備更新工事	体育館（3階建）3,550.27㎡ 中央図書館（6階建）4,474.61㎡ 空調機更新工事	令和4年9月	名古屋外国語大学及び名古屋学芸 大学専用（看護学部・看護学研究 科を除く）
	コミュニケーションプラザ棟 増築工事	コミュニケーションプラザ棟（4階建）2,429.41㎡ 増築・改修工事、内装家具、機器備品購入・更新 ※2022年6月～2024年3月完成予定	令和5年3月	名古屋外国語大学及び名古屋学芸 大学専用（看護学部・看護学研究 科を除く）
	名古屋学芸大学5号館 1F改修工事（2023年度）	学芸大5号館（2階建）1階改修工事 中央階段取壊し、大教室新設工事、校具、機器備品購入 ※2022年6月～2024年3月完成予定	令和5年3月	名古屋学芸大学専用 （看護学部・看護学研究科を除く）
	日進キャンパス コミュニケーションプラザ棟前広場 外構工事	日進キャンパス校舎敷地87,676.35㎡の一部	令和4年3月	名古屋外国語大学及び名古屋学芸 大学専用（看護学部・看護学研究 科を除く）
	名古屋外国語大学校舎東館3階 同時通訳室 機器更新費用	同時通訳室（E33教室）の改修工事	令和4年8月	名古屋外国語大学専用
	名古屋学芸大学メディア造形学部B棟 映像関係用PC更新費用	対象教室：MAB101、MAB102 ：教員用、学生用PC更新	令和4年4月	名古屋学芸大学 メディア造形学部専用
	名古屋外国語大学 パソコン教室機器更新	対象教室：234、E11、K306、LTC ：PC7ゴン更新	令和4年12月	名古屋外国語大学専用
	名古屋外国語大学 名古屋学芸大学 教務システム更新	教務システム・ポータルシステムバージョンアップ	平成4年5月（納品）	名古屋外国語大学及び名古屋学芸 大学専用（看護学部・看護学研究 科を除く）
	専門学校建物 補修修繕工事（経常経費） ※E棟4～5階除く	校舎（4棟） 11,933.96㎡の各所 内装・外装補修工事	令和4年4月～令和5年3月	専門学校専用
	菱野幼稚園校舎 補修修繕工事（経常経費）	園舎（3階建） 1,280.74㎡の各所 内装・外装補修工事	令和4年4月～令和5年3月	菱野幼稚園専用
	名古屋外国語大学 教育用機器備品・図書購入 （経常経費）	機器備品等 135点 図書 850冊	令和4年4月～令和5年3月	名古屋外国語大学専用
	名古屋学芸大学 教育用機器備品・図書購入 （経常経費）	機器備品等 350点 図書 850冊	令和4年4月～令和5年3月	名古屋学芸大学（看護学部、看護 学研究科除く）専用
	中央図書館図書購入費（経常経費）	図書 9,400冊	令和4年4月～令和5年3月	名古屋外国語大学 及び名古屋学芸大学共用
専門学校 教育用機器備品・図書購入 （経常経費）	機器備品等 32点 図書 100冊	令和4年4月～令和5年3月	専門学校専用	

事業計画

○ 施設又は設備の整備計画

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備 考
令和5年度	コミュニケーションプラザ棟 増築・改修工事	コミュニケーションプラザ棟（4階建）2,429.41㎡ 増築・改修工事、空調設備更新工事 内装家具、機器備品購入・更新 ※2024年3月完成予定	令和6年3月	名古屋外国語大学及び名古屋学芸大学専用（看護学部・看護学研究科を除く）
	名古屋学芸大学5号館 1F改修工事（2023年度）	学芸大5号館（2階建）1階改修工事 大教室新設工事、空調改修工事 校具、機器備品購入 ※2023年9月完成予定	令和5年9月	名古屋学芸大学専用 （看護学部・看護学研究科を除く）
	名古屋学芸大学管理栄養学部1号館 空調設備更新工事	学芸大2号館（4階建） 1,758.39㎡ 空調設備更新工事	令和6年2月	名古屋学芸大学 管理栄養学部専用
	名古屋学芸大学メディア造形学部C棟 空調設備更新工事	メディア造形学部C棟（6階建） 1,571.99㎡ 空調設備改修工事	令和5年9月	名古屋学芸大学 メディア造形学部専用
	体育館電気設備改修工事	体育館（3階建）3,550.27㎡ 受変電設備更新工事	令和6年3月	名古屋外国語大学及び名古屋学芸大学共用（看護学部・看護学研究科を除く）
	日進キャンパス 総合グラウンド改修工事	総合グラウンド 23,271.00㎡ 整備・照明改修工事	令和5年8月	名古屋外国語大学及び名古屋学芸大学共用（看護学部・看護学研究科を除く）
	日進キャンパス構内 道路改修工事（経常経費）	日進キャンパス校舎敷地87,676.35㎡の各所	令和5年4月～令和6年3月	名古屋外国語大学及び名古屋学芸大学専用（看護学部・看護学研究科を除く）
	名古屋外国語大学校舎 各所補修修繕工事（経常経費） （日進キャンパス内）	本館、1～8号館及び東館他 34,968.78㎡ 内装、間仕切・補修・修繕工事	令和5年4月～令和6年3月	名古屋外国語大学専用
	菱野幼稚園校舎 補修修繕工事（経常経費）	園舎（3階建）内装補修工事 1,280.74㎡の一部 運動場等の補修工事 1,289.00㎡	令和5年4月～令和6年3月	菱野幼稚園専用
	名古屋製菓専門学校建物 補修修繕工事	製菓棟（6階建） 1,811.47㎡ 内装・外装工事	令和5年9月	名古屋製菓専門学校専用
	名古屋外国語大学 パソコン教室更新（3教室）	サーバー、パソコン、モニター他 210点 操作卓、プロジェクター他 54点 教卓、机、椅子、テーブル他 204冊	令和5年4月	名古屋外国語大学専用
	名古屋外国語大学 講義室AV機器更新（6教室）	操作卓、プロジェクター他 108点	令和5年9月	名古屋外国語大学専用
	名古屋学芸大学 パソコン教室更新（1教室）	サーバー、パソコン、モニター他 70点 操作卓、プロジェクター他 18点 教卓、机、椅子、テーブル他 68冊	令和5年9月	名古屋学芸大学（看護学部、看護学研究科除く）専用
	名古屋学芸大学 講義室AV機器更新（4教室）	操作卓、プロジェクター他 72点	令和5年4月	名古屋学芸大学（看護学部、看護学研究科除く）専用
	名古屋外国語大学 教育用機器備品・図書等購入 （経常経費）	教具・校具 135点 備品 15点 図書 1,140冊 ソフトウェア 一式	令和5年4月～令和6年3月	名古屋外国語大学専用
	名古屋学芸大学 教育用機器備品・図書等購入 （経常経費）	教具・校具 159点 備品 10点 図書 1,250冊 ソフトウェア 一式	令和5年4月～令和6年3月	名古屋学芸大学（看護学部、看護学研究科除く）専用
	中央図書館図書購入費（経常経費）	図書 9,400冊	令和5年4月～令和6年3月	名古屋外国語大学 及び名古屋学芸大学共用
	専門学校 教育用機器備品・図書等購入 （経常経費）	機器備品等 45点 図書 100冊	令和5年4月～令和6年3月	専門学校専用

事業計画

○ 施設又は設備の整備計画

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備 考
令和6年度	名古屋外国語大学東館 空調設備改修工事	東館（4階建） 3,453.07㎡ 内E33教室空調設備改修工事	令和6年3月	名古屋外国語大学専用
	名古屋外国語大学K館 空調設備改修工事	K館（5階建） 4,504.46㎡ 内2教室空調設備改修工事	令和6年9月	名古屋外国語大学専用
	名古屋学芸大学メディア造形学部B棟 電設備更新工事	メディア造形学部B棟（5階建） 4,563.10㎡ 受変電設備更新工事	令和7年3月	名古屋学芸大学 メディア造形学部専用
	名古屋外国語大学2号館 電設備更新工事	2号館（4階建） 2,904.15㎡ 受変電設備更新工事	令和7年3月	名古屋外国語大学専用
	構内学生歩道・広場改修工事 日進キャンパス構内87,676.35㎡	日進キャンパス校舎敷地 87,676.35㎡ 構内通路、広場の外構工事	令和6年4月～令和7年3月	名古屋外国語大学及び名古屋学芸 大学専用（看護学部・看護学研 究科を除く）
	名古屋外国語大学 名駅サテライトキャンパス 賃貸契約終了による原状回復費用	イオンモール6階 約7,601.56㎡ 賃貸借期間 令和3年10月20日から3年間 愛知県名古屋市西区則武新町三丁目	令和7年10月	名古屋外国語大学専用
	名古屋学芸大学校舎 補修修繕工事（経常経費）	本館、1～8号館、学部棟及び食堂他 35,915.54㎡ 内装、間仕切・補修・修繕工事	令和6年4月～令和7年3月	名古屋学芸大学（看護学部、看護 学研究科除く）専用
	菱野幼稚園校舎 補修修繕工事（経常経費）	園舎（3階建）内装補修工事 1,280.74㎡の一部 運動場等の補修工事 1,289.00㎡	令和6年4月～令和7年3月	菱野幼稚園専用
	専門学校建物 補修修繕工事（経常経費）	製菓棟（6階建） 1,811.47㎡ E棟1階（名古屋栄養専門学校）806.74㎡ 内装・外装工事	令和6年4月～令和7年3月	名古屋製菓専門学校専用 名古屋栄養専門学校専用
	名古屋外国語大学 パソコン教室更新（1教室）	カーブ、パソコン、モニター他 70点 操作卓、プロジェクター他 18点 教卓、机、椅子、テーブル他 68冊	令和6年4月	名古屋外国語大学専用
	名古屋外国語大学 講義室AV機器更新（2教室）	操作卓、プロジェクター他 36点	令和6年9月	名古屋外国語大学専用
	名古屋学芸大学 講義室AV機器更新（2教室）	操作卓、プロジェクター他 36点	令和6年4月	名古屋学芸大学（看護学部、看護 学研究科除く）専用
	名古屋外国語大学 名古屋学芸大学 学内決済システム更新	学内キャッシュレスシステム（POSシステム）改修	平成7年3月	名古屋外国語大学及び名古屋学芸 大学共用
	名古屋外国語大学 教育用機器備品・図書等購入 （経常経費）	教具・校具 180点 備品 30点 図書 2,450冊	令和6年4月～令和7年3月	名古屋外国語大学専用
	名古屋学芸大学 教育用機器備品・図書等購入 （経常経費）	教具・校具 160点 備品 8点 図書 3,070冊	令和6年4月～令和7年3月	名古屋学芸大学（看護学部、看護 学研究科除く）専用
	中央図書館図書購入費（経常経費）	図書 9,400冊	令和6年4月～令和7年3月	名古屋外国語大学 及び名古屋学芸大学共用
	専門学校 教育用機器備品・図書等購入 （経常経費）	機器備品等 45点 図書 100冊	令和6年4月～令和7年3月	専門学校専用

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開設年度	完成年度
		新設校分	新設校分
学生生徒等納付金収入		6,330	12,060
手数料収入		211	212
寄付金収入		0	0
補助金収入		641	1,283
資産売却収入		0	0
付随事業・収益事業収入		0	0
受取利息・配当金収入		0	0
雑収入		0	0
借入金等収入		0	0
前受金収入		3,465	3,465
その他の収入		0	0
資金収入調整勘定		0	0
前年度繰越支払資金		0	0
収入の部合計		10,647	17,020

(支出の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開設年度	完成年度
		新設校分	新設校分
人件費支出		43,518	43,718
教育研究経費支出		2,892	4,104
管理経費支出		1,975	2,050
借入金等利息支出		0	0
借入金等返済支出		0	0
施設関係支出		0	0
設備関係支出		900	900
資産運用支出		0	0
その他の支出		0	0
[予備費]		0	0
資金支出調整勘定		△0	△0
翌年度繰越支払資金		△ 38,638	△ 33,752
支出の部合計		10,647	17,020

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目		年度	開設年度	完成年度
			新設校分	新設校分
教育活動収支	入	学生生徒等納付金	6,330	12,060
		手数料	211	212
		寄付金	0	0
		経常費等補助金	641	1,283
		付随事業収入	0	0
		雑収入	0	0
		教育活動収入 計	7,182	13,555
	出	人件費	43,518	43,718
		教育研究経費	11,735	14,506
		管理経費	1,975	2,050
徴収不能額等		0	0	
	教育活動支出 計	57,228	60,274	
	教育活動収支差額	△ 50,046	△ 46,719	
教育活動外収支	入	受取利息・配当金収入	0	0
		その他の教育活動外収入	0	0
		教育活動外収入 計	0	0
	出	借入金等利息支出	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0
		教育活動外支出 計	0	0
	教育活動外収支差額	0	0	
	経常収支差額	△ 50,046	△ 46,719	
特別収支	入	資産売却差額	0	0
		その他の特別収入	0	0
		特別収入 計	0	0
	出	資産処分差額	0	0
		その他の特別支出	0	0
	特別支出 計	0	0	
	特別収支差額	0	0	
	(予備費)	0	0	
	基本金組入前当年度収支差額	△ 50,046	△ 46,719	
	基本金組入額合計	△ 900	△ 900	
	当年度収支差額	△ 50,946	△ 47,619	
	前年度繰越収支差額	0	0	
	基本金取崩額	0	0	
	翌年度繰越収支差額	△ 50,946	△ 47,619	
	(参考)			
	事業活動収入 計	7,182	13,555	
	事業活動支出 計	57,228	60,274	